

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員給与規程

平成28年3月30日

規程第7号

改正	平成28年12月7日規程第5号 平成29年6月27日規程第19号 平成31年1月29日規程第1号 令和2年5月28日規程第16号 令和4年5月26日規程第16号 令和4年12月22日規程第42号 令和6年1月24日規程第1号 令和6年8月23日規程第12号 令和7年5月29日規程第16号 令和8年1月20日規程第3号 令和8年3月31日規程第12号	平成29年3月28日規程第9号 平成29年12月26日規程第25号 令和2年1月10日規程第3号 令和2年12月23日規程第24号 令和4年9月21日規程第34号 令和5年2月22日規程第5号 令和6年3月6日規程第3号 令和7年3月7日規程第5号 令和7年7月28日規程第19号 令和8年3月16日規程第8号
----	---	--

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の研究業務、試験研究業務及び技能労務に従事する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、研究所に勤務し、研究業務、試験研究業務及び技能労務に従事する者（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、期間を限って雇用される常時勤務を要しない職員及び臨時に勤務する職員（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第3条の規定により再雇用され短時間勤務を要する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与に関する事項については、別に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、試験研究業務に従事する嘱託の給与に関する事項については、別に定めるところによる。

4 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本給

- イ 俸給
- ロ 扶養手当
- ハ 地域手当

(2) 諸手当

- イ 管理職手当
- ロ 職務手当
- ハ 住居手当
- ニ 初任給調整手当
- ホ 特殊勤務手当
- ヘ 時間外勤務手当
- ト 管理職員特別勤務手当
- チ 期末手当
- リ 特例一時金

- ヌ 勤勉手当
- ル 通勤手当
- ヲ 単身赴任手当

2 研究所の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の支払及び控除)

第4条 給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、職員からの申し出に基づき、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うことができる。

2 給与の支払方法及び法令に基づく控除のほか給与から控除するものについては、職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者と書面により締結する協定書の定めるところによる。

(給与の支給日)

第5条 職員の給与(期末手当、特例一時金及び勤勉手当を除く。)の支給日は、毎月20日とし、当月分の俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、職務手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する支給日が独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第7条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

3 期末手当、特例一時金及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日に定める日(以下この項において「支給日」という。)が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

(給与の日割計算)

第6条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の中途から支給するとき又は月の中途まで支給するときは、その俸給の額は、その月の現日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与(期末手当、特例一時金及び勤勉手当を除く。)の支払いを請求したときは、前条第1項の規定にかかわらず、請求の日までの俸給を日割りによって計算し支給する。

(給与台帳)

第7条 研究所の所長(以下「所長」という。)は、給与台帳を作成しなければならない。

2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。

3 給与台帳に関し必要な事項は別に定める。

(端数計算)

第8条 第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 毎月の給与支払の対象となる期間(以下「一の給与期間」という。)における時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から翌日の午前5時までの間の労働)の時間数の合計に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

3 一の給与期間における欠勤の時間数、職務に従事しなかった時間数、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員の育児休業、介護休業等に関する規程(平成28年規程第5号。以下「育児・介護休業規程」という。)第14条に規定する育児部分休業の時間数及び同規程第17条に規定

する介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(職員の俸給及び俸給表)

第9条 俸給は月額制とし、その月額は、次の俸給表に定めるところによる。

- (1) 所長等俸給表(別表1)
- (2) 研究職俸給表(別表2)
- (3) 試験研究職俸給表(別表2の2)
- (4) 技能・労務職俸給表(別表3)

2 再雇用規程第3条の規定により再雇用され常時勤務を要する職員(以下「再雇用常時勤務職員」という。)の俸給は月額制とし、その月額は、前項第1号から第3号の俸給表の再雇用常時勤務職員の欄に定める額とする。

3 再雇用短時間勤務職員の俸給は月額制とし、その額は、前項で定めた額に勤務時間等規程第4条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 前項の規定による俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(俸給の決定)

第10条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ勤務の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、その職員の属する職位の俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 前項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別に定めるところによる。

3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等の適用を受けていた者が、新たに職員となった場合の俸給は、職員となった日の前日に適用を受けていた給与法又はこれに相当する規程による俸給と同じ額の号俸とする。ただし、同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸とする。

4 前項の規定により職員の俸給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、理事長は前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して、その者の俸給を決定することができる。

5 第3項に規定する者のほか、新たに職員を採用する場合の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇格)

第11条 理事長は職員をその職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級へ昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、第9条第1項に規定する俸給表の別に応じ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表2-2、別表2の2-2及び別表3-2の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前1項及び2項の規定は、第9条第1項第1号で定める所長等俸給表に該当する職員には適用しない。

4 昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第12条 職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。

2 前項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、理事長は前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮してその者の号俸を決定することができる。

3 降格に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第13条 職員の昇給は毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤

務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項に規定する昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。
- 3 職員が現に受けている号俸が、その者の属する職位の級における最高の号俸である場合には、その者が同一の職位の級に属する間は昇給しない。
- 4 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、第1項の規定にかかわらず昇給させることができる。
- 5 前1項から4項の規定は、第9条第1項第1号で定める所長等俸給表に該当する職員には適用しない。
- 6 昇給に関し必要な事項は、別に定める。
(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は、含まれないものとする。
(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
(扶養親族の届出及び認定)

第15条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を所長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合は除く。）

- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届（第1号様式）により行うものとする。
 - 3 所長は、職員から前項に規定する届出があったときは、扶養親族届に記載された扶養親族が前条第2項に定める要件を具備しているか確認後に認定し、その認定に係る事項を扶養親族簿（第2号様式）に記載するものとする。
 - 4 所長は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
 - 5 所長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとし、この場合において、前項の規定を準用する。
 - 6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、扶養手当を受けている職員が退職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規程による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
 - 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第16条 地域手当は、次項各号に掲げる地域に所在する施設に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、扶養手当、管理職手当及び職務手当の月額合計額に、次の各号に掲げる在勤地域に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 東京都清瀬市 100分の16
 - (2) 神奈川県川崎市 100分の16
 - (3) 神奈川県藤沢市 100分の16
- 3 第2項各号に掲げる地域に所在する施設に在勤する職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する施設が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた施設に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する施設に係る地域手当の支給割合（第2項で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日

に在勤していた施設に係る地域手当の支給割合（第2項で定める割合をいう。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する施設が第2項各号に掲げる地域に所在する施設に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、第2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第2項で定める割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。））、俸給、扶養手当、管理職手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）、地方公共団体又は沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者であった者から引き続き第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった者が、第2項各号に掲げる地域に所在する施設に在勤することとなった場合において、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、第2条第1項の規定の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前2年以内の国等の機関の職員として勤務していた期間に人事院規則9-49第2条に規定する地域において勤務していた職員で、当該期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。）を第2条第1項の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものとして、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

5 地域手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

（管理職手当）

第17条 管理職手当は管理又は監督の地位にある別表4-1に掲げる職員に対して支給することとし、その月額は、同表に掲げる額とする。

2 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には管理職手当は支給しない。ただし、第59条第1項に定める場合は除く。

3 管理職手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

（職務手当）

第17条の2 職務手当は、別表4-2に掲げる職員に対して支給することとし、その月額は、同表に掲げる額とする。

2 職務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職務手当は支給しない。ただし、第59条第1項に定める場合は除く。

3 職務手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法及び職員等宿舎貸与規程の規定による有料宿

舎を貸与され、使用料を支払っている職員、他の独立行政法人等から貸与された職員宿舎に居住している職員並びに職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び第14条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）

(2) 第51条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法及び職員等宿舎貸与規程の規定による有料宿舎、他の独立行政法人等の職員宿舎、職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額を、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（住居手当の届出）

第19条 新たに前条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（第5号様式）により、その居住の実情を速やかに所長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届け出後速やかに提出することを持って足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、所長において居住の実情を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

（住居手当の確認及び支給）

第20条 所長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第18条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 所長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（第6号様式）に記載するものとする。

（家賃算定の基準）

第21条 第19条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、所長は、次の各号に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

2 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている「家賃の額」として取り扱うものとする。

3 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

4 この条に規定する家賃には次の各号に掲げるものは、含まれないものとする。

- (1) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (2) 電気、ガス、水道等の料金
- (3) 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料
(住居手当の支給の始期及び終期)

第22条 住居手当の支給は、職員が新たに第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第23条 所長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第18条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(初任給調整手当)

第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された研究職俸給表の適用を受ける職員（第17条の規定による管理職手当に係る別表4-1の区分が一種のもの及び役職が所長又は所長代理のものを除く）には、月額52,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後5年を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

2 第一種初任給調整手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

第24条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち第10条の規定により当該職員の属する職務の級及び号俸に応じた額（再雇用常時勤務職員その他の第26条の2で別に定める職員にあっては、第26条の2で別に定める額）並びにこれに第16条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等規程第4条第1項に規定する1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して第26条の3で別に定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から第26条の4で別に定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、第26条の5で別に定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして第26条の6で別に定めるものには、第26条の6の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

(第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲)

第25条 第24条第1項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、同条に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が学校教育法（昭和22

年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第26条 第一種初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額を採用の日以後の期間の区分に応じた別表5に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる第24条第1項に規定する職を占める職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 第一種初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第9条の規定により休職にされた場合における当該職員に対する別表5の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第24条に規定する職員となった者(前条第2項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で第1項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して別に定める職員及び額)

第26条の2 第24条の2第1項の別に定める職員は、再雇用常時勤務職員及び再雇用短時間勤務職員とし、当該職員の特定期額(同項に規定する「特定期額」をいう。以下同じ。)の算定の基礎となる額として別に定める額は、当該職員に適用される俸給表の再雇用常時勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第10条の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

(第二種初任給調整手当の基準額)

第26条の3 第24条の2第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して別に定める額は、職員の在勤する地域に応じて理事長が定める額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第26条の4 第24条の2第1項の別に定める日は、特定期額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第26条の5 第24条の2第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定期額との差額に1週間の勤務時間38時間45分に52を乗じて得た額を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(再雇用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間等規程第4条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する1週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第26条の6 第24条の2第3項の別に定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定期額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定期額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権

衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

- 3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第27条 勤務時間等規程第12条の規定により正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間等規程第4条に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 勤務時間等規程第7条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(労基法の定めによる休日として取り扱う休日における勤務を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与の額の算出)

第28条 第27条、第54条第2項、第55条第4項、第56条第1項及び第58条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給月額に対する地域手当の月額、職務手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間38時間45分に52を乗じて得たもので除して得た額とする。

- 2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

第29条 削除

(時間外勤務手当の適用除外)

第30条 第27条の規定は、第17条の規定により管理職手当を支給される職員及び第17条の2により職務手当を支給される試験研究職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 第17条の規定に基づき管理職手当の支給を受けている職員(以下「管理監督職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員等が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間が6時間を超える場合の勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 有害性試験研究領域長及び招へい型任期付研究員のうち6号俸の俸給月額を受ける研究員
12,000円

ロ 有害性試験研究領域長代理、部長、センター長、首席研究員又は招へい型任期付研究員のうち

4号俸及び5号俸の俸給月額を受ける研究員 10,000円

ハ 課長、調査役、統括研究員又は招へい型任期付研究員のうち2号俸及び3号俸の俸給月額を受ける研究員 8,500円

ニ 招へい型任期付研究員のうち1号俸の俸給月額を受ける研究員 7,000円

(2) 第2項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 有害性試験研究領域長及び招へい型任期付研究員のうち6号俸の俸給月額を受ける研究員 6,000円

ロ 有害性試験研究領域長代理、部長、センター長、首席研究員又は招へい型任期付研究員のうち4号俸及び5号俸の俸給月額を受ける研究員 5,000円

ハ 課長、調査役、統括研究員又は招へい型任期付研究員のうち2号俸及び3号俸の俸給月額を受ける研究員 4,300円

ニ 招へい型任期付研究員のうち1号俸の俸給月額を受ける研究員 3,500円

4 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

(1) 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合

(2) 第2項の勤務をした後、引き続いて第1項の勤務をした場合

第32条 所長は、管理職員特別勤務実績簿（第7号様式）及び管理職員特別勤務手当整理簿（第8号様式）を作成し、これを保管しなければならない。

（特殊勤務手当）

第33条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 前項に規定する手当の種類は、高所作業手当及び災害応急作業等手当とし、次の各号に掲げる場合又は作業に対し、それぞれ当該各号に定める額を支給する。

(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での災害防止作業のために従事した場合 作業に従事した日1日につき220円

(2) 前号の規定にかかわらず、当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合 作業に従事した日1日につき320円

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく 原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業

屋外において行うもの 6,600円

屋内において行うもの 1,330円

(4) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

屋外において行うもの 3,300円

屋内において行うもの 660円

3 同一の日において、前項第3号以下の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。

4 第2項第3号又は第4号の作業のうち、屋外において作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業手当等の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

（特殊勤務手当、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給）

第34条 特殊勤務手当、時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。

2 前項に規定した手当は、同項の規定にかかわらず、職員が第6条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動し又は離職し若しくは死亡した場合には、その異動し又は離職し若しくは死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第5条第3項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第59条第7項の規定の適用を受ける職員及び第37条の2第2項で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25(第17条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員のうち、研究職俸給表及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級、区分が5級二種以上の職員並びに試験研究職俸給表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級の職員(以下、本規程において「特定職員」という。)にあっては100分の106.25)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額からライフプラン支援金規程(平成29年規程第8号)第4条に規定するライフプラン支援金の支給額(理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額)を減じて得た額とする。

(1) 6箇月	100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満	100分の60
(4) 3箇月未満	100分の30

3 再雇用常時勤務職員及び再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額(俸給及び扶養手当の月額に第16条第2項に定める地域手当の支給割合を乗じて得た額)の合計額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

5 研究職俸給表及び試験研究職俸給表の適用を受ける職員で別表6に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額(俸給の月額に第16条第2項に定める地域手当の支給割合を乗じて得た額)の合計額(1円未満の端数を切り捨てた額)に、職員の区分に応じて同表に掲げる支給率を乗じて得た額(別表7に定める職員にあっては、俸給月額に同表の職位の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

(特例一時金)

第35条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、支給する。

2 特例一時金の額は、ライフプラン支援金規程(平成29年規程第8号)第8条に規定する額とする。

3 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。

4 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第5条第3項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第37条の2第4項で別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給割合(基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務

期間の区分に応じて下記表1に定める割合に、下記表2、表3（懲戒処分を受けた職員の成績率は、下記表4）に定める割合を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

表1

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

表2

勤務成績	特定職員成績率
(1) 特に優秀	100分の149.25以上100分の378.25以下
(2) 優秀	100分の134.75以上100分の149.25未満
(3) 良好	100分の122.25
(4) 良好でない	100分の112.75以下

表3

勤務成績	一般の職員成績率（括弧内は再雇用職員）
(1) 特に優秀	100分の125.25以上100分の318.75以下
(2) 優秀	100分の113.75以上100分の125.25未満 (100分の52.75以上)
(3) 良好	100分の102.25 (100分の49.25)
(4) 良好でない	100分の93.75以下 (100分の47.25以下)

表 4

懲戒処分の種類	成績率（括弧内は再雇用職員）	
	特定職員	左以外の職員
停 職	100分の30以下	100分の40以下 (100分の20以下)
減 給	100分の50以下	100分の50以下 (100分の25以下)
戒 告	100分の70以下	100分の60以下 (100分の30以下)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額（1円未満の端数を切り捨てた額）とする。

4 第35条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは「第36条第2項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

（期末手当、特例一時金及び勤勉手当に係る不支給等）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、第35条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当、特例一時金及び勤勉手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給日を変更した期末手当、特例一時金及び勤勉手当）は、支給しない。

(1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第50条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該基準支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(3) 次項の規定により期末手当、特例一時金及び勤勉手当の支給日の変更処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

2 理事長は、支給日に期末手当、特例一時金及び勤勉手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当、特例一時金及び勤勉手当の支給日を変更することができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当、特例一時金及び勤勉手当を支給することが、機構の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当、特例一時金及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

3 理事長は、前項の規定による期末手当、特例一時金及び勤勉手当の支給日の変更処分（以下「変更処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該変更処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すこと

が変更処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 変更処分を受けた者が当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 変更処分を受けた者について、当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該変更処分に係る期末手当、特例一時金及び勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、変更処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当、特例一時金及び勤勉手当の支給日を変更する必要がなくなったとして当該変更処分を取り消すことを妨げるものではない。

(期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員)

第37条の2 第35条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（第37条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（就業規則第9条第1項第1号及び第3号から第5号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（就業規則第9条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（就業規則第50条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をしている職員のうち、同規程第28条第3項に規定する職員以外の職員

2 第35条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 行政執行法人のうち、期末手当に相当する給与（次号において「期末手当相当給与」という。）の支給について、第2条第1項の規定の適用を受ける職員としての在職期間を当該行政執行法人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行法人の職員

- (3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

イ 行政執行法人のうち、期末手当相当給与の支給について、第2条第1項の規定の適用を受ける職員が引き続き当該行政執行法人の職員となった場合に、第2条第1項の規定の適用を受ける職員としての在職期間を当該行政執行法人の職員としての在職期間に通算することとしている行政執行法人の職員（前号ロに掲げる者を除く。）

ロ 地方公務員（期末手当相当給与の支給について、第2条第1項の規定の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の公務員に限る。）

3 第36条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（第37条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者（第59条第1項の休職者を除く。）

- (2) 第1項第3号に該当する者

- (3) 育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をしている職員のうち、同規程第28条第3項に規定する職員以外の職員

4 第36条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 第2項第2号及び第3号に掲げる者（この場合において、同項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。）

5 第35条から第37条まで及び前各項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上、期末手当又は勤勉手当を支給しないことにつき正当な事由があると理事長が認めた場合、期末手当又は勤勉手当を減額し、又は支給しないこととすることができる。

（期末手当に係る在職期間）

第37条の3 第35条第2項に規定する在職期間は、第2条第1項の規定の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 前条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児・介護休業規程第12条の2に規定する出生時育児休業であって、当該出生時育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である出生時育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が育児・介護休業規程第12条の2に規定する出生時育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間

イ 第59条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 就業規則第9条第1項第3号の規定に定める公共的施設又は同第4号の規定に定める公共機関の業務に従事することによる休職の期間のうち、当該施設又は機関における在職期間からこの条第2項第1号、第2号及び第4号に相当する期間を除いた期間

(4) 育児・介護休業規程第27条に規定する育児短時間勤務の適用を受ける職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（その者の短縮した勤務時間を所定労働時間で除した率をいう。次条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 行政執行法人のうち、期末手当相当給与の支給について、当該行政執行法人の職員が第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当相当給与を支給しないこととしている行政執行法人の職員

(2) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行法人のうち、期末手当相当給与の支給について、当該行政執行法人の職員が第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当相当給与を支給しないこととしている行政執行法人の職員（前号ロに掲げる者を除く。）

ロ 地方公務員（期末手当相当給与の支給について、第2条第1項の規定の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共団体の公務員であった場合を除く。）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第37条の4 第36条第2項に規定する勤務期間は、第2条第1項の規定の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第37条の2第1項第3号に掲げる職員として在職した期間
 - (2) 育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業（前条第2項第2号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間（第59条第1項の休職者を除く。）
 - (4) 育児短時間勤務職員として在職した期間期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 第54条第1項の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間（勤務時間等規程第17条に規定する病気休暇を与えられた期間及び就業規則第43条第2項並びに第44条の規定により就業を差し止められた期間の全ての期間を合算した期間）から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、就業規則第42条第3項の規定により勤務時間を短縮された時間及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間を除く。
 - (7) 育児・介護休業規程第16条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 育児・介護休業規程第4条第2号の規定による育児部分休業及び同規程第4条第8号に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 3 第37条の3第3項の規定は、第1項に規定する第2条第1項の規定の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。
- 4 前項の期間の算定については、第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
（通勤手当）

第38条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（原動機付の交通用具及び自転車。）（独立行政法人労働者健康安全機構の所有に属するものを除く。）（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、再雇用短時間勤務職員については、支給単位当たりの通勤回数を考慮して所長が別に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第41条で別定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）。
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距

離の区分に応じて第41条の2で別に定める額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して第41条の3で別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、所在する地域を異にする施設に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で第43条の2で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして第43条の3で別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、第43条の4で別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）。
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして第43条の5で別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して第43条の6で別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして第43条の7で別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が第43条の8で別に定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第43条の9で別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として第43条の10で別に定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当は、支給単位期間（第44条第4項で別に定める通勤手当にあつては、同項で別に定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として第44条で別に定める場合にあつては、その翌月）の第44条で別に定める日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の第46条で別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して第46条で別に定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として第47条で別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第39条 普通交通機関等(第38条第3項に規定する新幹線鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

第40条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、これにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第41条 第38条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第41条の3第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間(第38条第9項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 理事長の定める額

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

(3) 理事長の定める普通交通機関等 理事長の定める額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(自動車等使用者の支給額)

第41条の2 第38条第2項第2号の別に定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自動車等の使用距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員

2,000円

(2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

4,200円

(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

7,300円

(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

10,400円

(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

13,500円

(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

16,600円

(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

19,700円

(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

22,800円

(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

25,900円

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

29,100円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

32,300円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

35,500円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員

38,700円

(14) 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員

42,200円

(15) 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員

45,700円

(16) 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員

49,200円

(17) 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員

52,700円

(18) 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員

56,200円

(19) 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員

59,600円

(20) 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員

63,000円

(21) 使用距離が片道100キロメートル以上

66,400円

(併用者の区分及び支給額)

第41条の3 第38条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第38条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額
- (2) 第38条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第1号に定める額
- (3) 第38条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額)未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。) 同条第2項第2号に定める額

(通勤手当の届出)

第42条 職員は、新たに第38条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第3号様式)により、その実情を速やかに所長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

- (1) 就業の場所を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは第38条第5項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合
- (3) 第43条の7第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

(通勤手当の確認及び決定)

第43条 所長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(以下「定期券」という。)の提示又は第43条の7第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していること若しくは第43条の8に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 所長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿(第4号様式)に記載するものとする。

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第43条の2 第38条第3項の別に定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第43条の3 第38条第3項の別に定める住居は、施設を異にする異動又は在勤する施設の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 第38条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第43条の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第40条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第41条（第1項第3号を除く。）の規定は、第38条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第44条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第41条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（第2条第1項の規定の適用の直前の住居に相当する住居）

第43条の5 第38条第4項の別に定める住居は、第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

イ 第38条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(通勤手当の権衡職員等の範囲)

第43条の6 第38条第4項の採用の事情等を考慮して別に定める職員は、新たに第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする施設に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものとする。

第43条の7 第38条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 就業規則第9条第1項第3号又は第4号の規定による休職から復職した職員のうち、第38条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤す

るものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。)

- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) 職員又は配偶者の施設を異にする異動又は在勤する施設の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (5) その他第38条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる復職又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

イ 前項第1号に掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

- (3) 前2号に掲げる住居のほか、理事長がこれらに準ずる住居であると認めるもの（駐車場等の要件）

第43条の8 第38条第5項の別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務施設の周辺又は第43条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして理事長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）で

ないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは第14条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして理事長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると理事長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第43条の9 第38条第5項の別に定める職員は、第41条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第43条の10 第38条第5項第1号の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 理事長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(通勤手当の支給日等)

第44条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第46条第2項第2号及び第49条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第5条に規定する給与の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第42条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たに第2条第1項の規定の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 第38条第7項の別に定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第41条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、第38条第2項第2号に定める額（第41条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び第38条第5項第1号に定める額の合計額（第46条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、第38条第7項の別に定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第45条 通勤手当の支給は、職員に新たに第38条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては

その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第42条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに第2条第1項の規定の適用を受ける職員となった者又は施設を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する施設への勤務を開始すべきこととされる日に第38条1項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は前項の規定による支給額の改定を行うものとする。

（通勤手当の返納の事由及び額等）

第46条 第38条第8項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第38条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において就業規則第9条の規定により休職にされ、同規則第50条第1項の規定により停職にされ、育児・介護休業規程第6条の規定により育児休業をし、又は同規程第12条の3の規定により出生時育児休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、または職務に復帰することとなる場合を除く。第47条の2第2項において「休職等となった場合」という。）
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 第38条第8項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、次の①から④までに掲げる事由の区分に応じ、当該①から④までに定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

- ① 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その月が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
- ② 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
- ③ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- ④ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であつて、その後の事情変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤

しないこととなる月)

ロ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 理事長の定める額

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに理事長の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

ロ 前号ロに掲げる場合 理事長の定める額

3 第38条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、理事長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間)

第47条 第38条第9項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等又は第41条第1項第3号の理事長が定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(第46条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が生ずることが前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 就業規則第14条の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 育児・介護休業規程第5条の規定により育児休業をし、又は同規程第12条の3の規定により出生時育児休業をし、就業規則第9条第1項第3号又は第4号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があること。

(5) その他理事長が定める事由が生ずること。

第47条の2 支給単位期間は、第45条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において休職等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(事後の確認)

第48条 所長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、その職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(通勤手当を支給できない場合)

第49条 第38条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当のみなし支給)

第50条 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に相当する行為があり、かつ、その間に労働者健康安全機構旅費規程(令和8年規程第2号)による宿泊費及び包括宿泊費を含む旅費が支給されていない場合には、前条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先の施設を勤務する施設とみなす。

2 職員が長期間の研修のための旅行をする場合であって、当該研修期間が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を勤務する施設とみなす。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りではない。

(単身赴任手当)

第51条 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が、理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 新たに第2条第1項の規定の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤することとなった施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 単身赴任手当の支給方法については、第5条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(国際機関へ派遣した職員の給与)

第52条 就業規則第9条第1項第4号の規定による国際機関への派遣を命ぜられたことによる休職となった職員(以下「国際派遣職員」という。)には、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣先の勤務に対して支給される給与の額が低いと理事長が認めるときは、それぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

2 派遣先の国際機関等から報酬を受ける等の事情により、前項の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該職員に俸給等の100分の70未満を支給すること又は支給しないことができる。ただし、派遣先の生活事情等により減額することが適当でないとして理事長が認めるときは、控除額を減額することができる。

3 国際派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

(休暇の際の給与)

第53条 勤務時間等規程第19条から第20条に規定する休暇の期間については、通常の勤務をしたものとして給与を支給する。

(給与の減額)

第54条 職員が勤務しないときは、休日である場合、勤務時間等規程に規定する休暇による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 所長の許可を受けて、勤務時間の一部を割いて機構以外の機関との兼業をしたときは、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(俸給の半減)

第54条の2 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業制限の措置(就業規則第43条第2項並びに第44条の規定で定める措置に限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の勤務しない期間には、病気休暇等(次に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の休日その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日及び年次有給休暇並びに特別休暇を使用した日、育児・介護休業規程第4条第2号に規定する育児部分休業及び同規程第4条第8号に規定する介護部分休業により勤務をしない時間がある日において勤務時間のうち当該部分休業時間以外のすべてを勤務した日を除く。)が含まれるものとする。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 就業規則第42条第3項に規定する措置を受けた場合

3 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

4 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

5 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他関係法令で定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いてのものとする。

6 一の給与期間の途中において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等一の給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

7 結核性疾患による病気休暇又は就業制限の措置により勤務しない職員に対するこの条の規定の適用については、同条第1項、第3項及び第4項中「90日」とあるのは「1年」と、同条第3項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「結核性疾患」と、同条第4項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「結核性疾患」とする。

(病気休暇等の給与)

第55条 職員が勤務時間等規程第17条第2項各号に規定する病気休暇により勤務しないときは、通常の勤務をしたものとして給与の全額を支給する。

2 職員が勤務時間等規程第17条第2項に規定する特定病気休暇により勤務しないとき（就業規則第32条第4項に規定する無断欠勤として取り扱われた場合を除く。）は、当該特定病気休暇等の開始の日から起算して90日間（結核性疾患による場合については1年間）、俸給、地域手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給する。

3 前項の勤務しない期間には、前条第2項に規定する当該療養期間中の休日その他の勤務しない日が含まれるものとする。

4 第2項に規定する無断欠勤として取り扱われた場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業に係る給与)

第56条 職員が、育児・介護休業規程第16条に規定する介護休業（以下この条において「介護休業」という。）により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 介護休業を受けた職員が再び勤務するに至ったときは、当該介護休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

(育児休業等に係る給与)

第57条 職員が、育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児・介護休業規程第28条第2項の理事長が別に定める育児休業等に係る休職者給与の月額額は40,000円とする。ただし、健康保険等において被保険者の負担すべき社会保険料が免除されていない場合は、その額を加算した額とする。

3 育児休業等をした職員が職務に復帰したときは、当該育児休業等をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

(育児部分休業及び介護部分休業に係る給与)

第58条 育児・介護休業規程第4条第2号に規定する育児部分休業（以下この条において「育児部分休業」という。）及び同規程第4条第8号に規定する介護部分休業（以下この条において「介護部分休業」という。）により勤務をしない場合は、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第59条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第9条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第9条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第9条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより就業規則第9条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第9条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内（就業規則第9条第1項第5号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在

不明の原因である災害により、職員が業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

- 6 就業規則第9条の規定により休職を命ぜられた者は、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第5条第3項に定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りではない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条の規定を準用する。この場合において、第37条中「第35条第1項及び前条第1項」とあるのは、「第59条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による俸給及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(停職者の給与)

第60条 就業規則第50条第1項に規定する停職の処分を受けた停職者は、停職の期間中給与を受けることができない。

(復職時等における俸給月額の調整等)

第61条 休職にされ、又は休暇若しくは欠勤のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、又は休暇若しくは欠勤の期間(以下「休職等の期間」という。)を次表に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至つた日(以下「復職等の日」という。)又は復職等の日から1年以内の第13条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整することができる。

休職期間等換算表

休職等の期間	換算表
就業規則第9条第1項第1号、第3号、第4号、又は第5号の規定による休暇(業務上又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)期間	3分の3以下
育児・介護休業規程5条、第12条の2及び第16条の規定による育児休業、出生時育児休業又は介護休業の期間	2分の1以下
就業規則第9条第1項第1号及び第5号の規定による休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)又は業務外の傷病若しくは疾病による休暇の期間	3分の1以下
結核性疾患による休職(休暇)の期間	2分の1以下
就業規則第9条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3分の3以下

(再雇用職員の適用除外)

第62条 第11条、第13条、第14条、第18条及び第24条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(俸給月額の訂正)

第63条 職員の俸給月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合には、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(この規程により難い場合の措置)

第64条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當

である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第65条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年3月30日規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(55歳を超える職員の給与の抑制措置)

第2条 当分の間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額

当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合(以下「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「俸給月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当

当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 管理職手当(職務手当)

当該特定職員の管理職手当又は職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(4) 期末手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第35条第5項に定める職員にあっては、当該合計額に、同項別表6の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額(同項別表7に定める職員にあっては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、同条第2項に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第6項に定める職員にあっては、当該合計額に、同項別表6の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額(同項別表7に定める職員にあっては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、同条第2項に定める割合を乗じて得た額)

(5) 勤勉手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第36条第4項において準用する第35条第5項に定める職員にあっては、当該合計額に、同項別表6の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額(同項別表7に定める職員にあっては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第35条第5項に定める職員にあっては、当該合計額に、同項別表6の職員の区

分に対応する支給率を乗じて得た額（同項別表7に定める職員にあっては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第59条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与

当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第59条第1項 前各号に定める額

ロ 第59条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第59条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第59条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第59条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
研究職俸給表	5級

第3条 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第4条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3条の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成28年12月7日規程第5号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年12月7日から施行する。ただし、第58条の改正は、平成29年1月1日から施行する。

2 第9条第1項第2号の別表2（研究職俸給表）、第3号の別表3（技能・労務職俸給表）、第17条第1項の別表4-1（管理職手当）及び第26条第1項の別表5（初任給調整手当）の改正は、平成28年4月1日から適用し、第36条の改正は、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日規程第9号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規程第19号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日規程第25号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月29日規程第1号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月10日規程第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年1月10日から施行する。

（適用日）

第2条 この規程は、次に掲げる規定を除き、平成31年4月1日から適用する。

- （1）この規程による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員給与規程（以下「給与規程」という。）第18条の規定による適用日 令和2年4月1日
- （2）この規程による改正後の給与規程第36条の規定による適用日 令和元年12月1日

附 則（令和2年5月28日規程第16号）

（施行期日）

第1条 この規程は令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第36条第3項に規定する表2及び表3の規定は令和2年11月30日から施行する。

附 則（令和2年12月23日規程第24号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和2年12月23日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年5月26日から施行する。

附 則（令和4年9月21日規程第34号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日規程第42号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月22日から施行する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員給与規程（以下「給与規程」という。）第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 給与規程第36条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年2月22日規程第5号）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月24日規程第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年1月24日から施行する。

- 2 この規程による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究・技能労務職員給与規程（以下「給与規程」という。）第9条、第11条及び第26条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 給与規程第35条及び36条の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則（令和6年3月6日規程第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月23日規程第12号）

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（令和7年3月7日規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年3月7日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 前項の規定に関わらず、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第9条の規定は、附則表1及び附則表2を令和6年4月1日から適用し、改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1項の規定に関わらず、改正後の給与規程第26条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

4 第1項の規定に関わらず、給与規程第35条及び第36条の規定は、次条の規定を令和6年12月1日から適用し、改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月29日規程第16号）

第1条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年7月28日規程第19号）

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年3月16日規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 前項の規定に関わらず、改正後の独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第9条（別表2の2「試験研究職俸給表」を除く。）及び第26条に定める別表5の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1項の規定に関わらず、給与規程第35条及び第36条の規定は、次条の規定を令和7年12月1日から適用し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用する。

4 第1項の規定に関わらず、給与規程第38条の規定は、第3条の規定を令和7年4月1日から適用し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の改定）

第2条 令和7年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当は、次に掲げるとおりとする。

（1）改正前の給与規程第35条第3項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の103.5」とあるのは「100分の106」と、「100分の120」とあるのは「100分の122.5」とする。

（2）改正前の給与規程第36条第2項の規定の適用については、附則表1、附則表2、附則表3及び附則表4によるものとし、同項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」とする。

（通勤手当の改定）

第3条 改正前の給与規程第38条第2項第2号の規定の適用については、次に定める額とする。

- イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
ニ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
ホ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
ヘ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
ト	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	38,700円

(昇給日に関する経過措置)

第4条 試験研究職俸給表の適用を受ける職員に係る第13条第1項に規定する昇給日については、令和9年1月1日からとし、当該昇給については、令和8年4月から12月までを評価期間とする。なお、令和8年7月1日の昇給については、従前のおり令和7年4月から令和8年3月までを評価期間とする。

(給与の内払い)

第5条 第1条の規定による改正後の給与規程第9条及び第26条の規定を適用する場合には、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

(暫定俸給表の適用について)

第6条 改正後の第9条第1項に定める試験研究職俸給表を適用する場合には、改正前に試験研究職4級の適用であった者に限り、俸給表別表2の2に附則別表第5に定める暫定俸給表を追加して適用する。

附則表1 給与規程第36条第2項表2

勤務成績	研究職俸給表及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員のうち、特定職員成績率
(1) 特に優秀	100分の150.5以上100分の255以下
(2) 優秀	100分の136以上100分の150.5未満
(3) 良好	100分の123.5
(4) 良好でない	100分の114以下

附則表2 給与規程第36条第2項表3

勤務成績	研究職俸給表及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員のうち、一般の職員成績率（括弧内は再雇用職員）
(1) 特に優秀	100分の126.5以上100分の322.5以下
(2) 優秀	100分の115以上100分の126.5未満 (100分の54以上)
(3) 良好	100分の103.5 (100分の50.5)
(4) 良好でない	100分の95以下 (100分の48.5以下)

附則表3 給与規程第36条第2項表5

勤務成績	試験研究職俸給表の適用を受ける職員の成績率		
	試験研究職5級	試験研究職4級	その他の職員
(1) 前年度の業績評価ポイントが上位25%の者	100分の129.6	100分の112.3	100分の115
(2) 前年度の業績評価ポイントが上位25%以外の者	100分の117.7	100分の101.1	100分の103.5

附則表4 給与規程第36条第2項表6

職員区分		割合
研究職俸給表及び技能労務職俸給表の適用を受ける職員	特定職員	100分の127.5
	一般の職員	100分の107.5
試験研究職俸給表の適用を受ける職員	5級	100分の121.5
	4級	100分の105
	3級以下	100分の107.5

附則表 5 暫定俸給表（給与規程別表 2 の 2 関係）

職務 の級	5 級
号俸	俸給月額
	円
46	463,300
47	463,600
48	463,900
49	464,200
50	464,500
51	464,800
52	465,100
53	465,400
54	465,700
55	466,000
56	466,300
57	466,600
58	466,900
59	467,200
60	467,500
61	467,800
62	468,100
63	468,400
64	468,700
65	469,000
66	469,300
67	469,600
68	469,900
69	470,200
70	470,500
71	470,800
72	471,100
73	471,400
74	471,700
75	472,000
76	472,300
77	472,600
78	472,900
79	473,200
80	473,500

附 則（令和 8 年 3 月 31 日規程第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

所長等俸給表（第9条関係）

役職	俸給月額
所長	607,000
所長代理	576,000

別表 2

研究職俸給表（第9条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
15	221,000	277,600	362,400	408,200		
16	222,800	279,800	363,300	409,700		
17	224,500	281,900	364,400	411,200		
18	226,300	284,200	365,600	412,800		
19	228,100	286,500	366,800	414,400		
20	229,900	288,900	368,000	416,100		
21	231,700	291,200	369,200	417,300		
22	233,500	293,300	370,300	418,700		
23	235,200	295,400	371,300	420,100		
24	236,900	297,400	372,300	421,400		
25	238,600	299,400	373,400	422,700		
26	240,700	301,300	374,400	424,000		
27	242,600	303,200	375,300	425,500		
28	244,500	305,100	376,300	427,000		
29	246,400	307,000	377,200	428,200		
30	247,500	308,500	378,000	429,400		
31	248,600	310,000	378,800	431,000		
32	249,700	311,500	379,600	432,500		
33	251,100	313,000	380,300	433,800		

34	252,400	314,500	381,000	435,200
35	253,800	316,000	381,800	436,600
36	255,200	317,400	382,600	438,000
37	256,600	318,800	383,300	439,400
38	258,100	319,700	384,000	440,800
39	259,600	320,600	384,800	442,200
40	261,200	321,400	385,600	443,600
41	262,600	322,100	386,400	444,700
42	263,900	322,600	387,600	446,000
43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	
59	282,700	329,500	400,800	
60	283,300	329,800	401,500	
61	283,900	330,200	402,100	
62	284,500	330,700	402,800	
63	285,100	331,300	403,400	
64	285,600	331,800	404,100	
65	286,200	332,200	404,800	
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	

80	295,300	341,200	413,500			
81	295,900	341,900	413,900			
82	296,500	342,600				
83	297,200	343,200				
84	297,800	343,800				
85	298,300	344,300				
86	298,900	344,800				
87	299,600	345,200				
88	300,200	345,600				
89	300,700	345,900				
90	301,300	346,400				
91	302,000	346,700				
92	302,600	347,100				
93	303,200	347,400				
94	303,800	347,700				
95	304,400	348,100				
96	305,000	348,500				
97	305,300	349,000				
98	305,800	349,500				
99	306,400	350,000				
100	306,900	350,500				
101	307,300	351,000				
102	307,700	351,500				
103	308,000	351,900				
104	308,400	352,400				
105	308,800	352,800				
106	309,200	353,200				
107	309,600	353,700				
108	309,900	354,100				
109	310,100	354,600				
110	310,500	355,000				
111	310,800	355,400				
112	311,000	355,800				
113	311,300	356,300				
114	311,600	356,700				
115	311,900	357,100				
116	312,200	357,500				
117	312,400	358,000				
118	312,700	358,400				
119	312,900	358,800				
120	313,200	359,200				
121	313,500	359,600				
再雇用 常時勤務 職員	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

別表 2の2

試験研究職俸給表 (第9条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	220,800	282,700	330,300	367,000	420,700	471,900
2	222,500	284,300	332,100	368,700	422,600	477,200
3	224,200	285,800	333,900	370,300	424,500	482,100
4	225,800	287,300	335,700	371,900	426,300	486,700
5	227,400	288,800	337,500	373,500	428,100	490,700
6	228,900	290,000	339,000	375,100	429,900	494,100
7	230,300	291,200	340,400	376,700	431,700	497,000
8	231,700	292,400	341,800	378,300	433,500	499,500
9	232,800	293,600	343,200	379,800	435,100	501,500
10	234,300	295,100	344,600	381,400	436,600	
11	235,700	296,700	346,100	383,000	438,100	
12	237,100	298,200	347,600	384,500	439,600	
13	238,400	299,600	349,100	386,100	441,100	
14	239,700	301,100	350,600	388,000	442,400	
15	241,000	302,700	352,100	389,900	443,700	
16	242,200	304,200	353,500	391,800	444,900	
17	243,400	305,800	355,000	393,600	446,100	
18	244,700	307,500	356,500	395,500	447,400	
19	246,000	309,100	358,000	397,300	448,700	
20	247,300	310,600	359,500	399,000	449,900	
21	248,800	312,000	361,000	400,200	451,100	
22	250,200	313,600	362,600	401,800	451,900	
23	251,600	315,000	364,100	403,300	452,700	
24	253,000	316,500	365,700	404,800	453,500	
25	254,300	318,000	366,900	406,300	454,100	
26	255,600	319,200	368,300	407,200	454,700	
27	257,000	320,400	369,800	408,200	455,300	
28	258,200	321,500	371,300	409,100	455,900	
29	259,500	322,700	372,700	410,100	456,600	
30	260,700	323,800	374,200	411,300	457,400	
31	261,800	324,900	375,700	412,400	457,800	
32	262,900	326,000	377,200	413,500	458,500	
33	263,900	326,900	378,600	414,400	459,000	
34	265,000	328,000	380,000	415,100	459,400	
35	266,100	329,100	381,300	415,700	459,800	
36	267,200	330,100	382,700	416,400	460,200	
37	268,200	331,100	383,700	416,900	460,600	
38	269,100	332,200	384,800	417,400	460,900	
39	270,000	333,300	385,700	417,900	461,200	
40	270,800	334,300	386,700	418,300	461,500	

41	271,600	335,300	387,300	418,700	461,800
42	272,500	336,300	387,600	418,900	462,100
43	273,200	337,400	388,000	419,200	462,400
44	274,100	338,500	388,400	419,500	462,700
45	274,900	339,500	388,800	419,800	463,000
46	275,800	340,400	389,300	420,100	
47	276,600	341,300	389,900	420,400	
48	277,300	342,100	390,400	420,700	
49	278,000	342,700	390,900	420,900	
50	278,800	343,400	391,500	421,200	
51	279,600	344,100	392,100	421,400	
52	280,200	344,700	392,600	421,700	
53	280,900	345,300	393,000	421,900	
54	281,700	345,900	393,500	422,200	
55	282,400	346,500	394,000	422,500	
56	283,000	347,100	394,600	422,800	
57	283,700	347,700	395,100	423,000	
58	284,400	348,200	395,700	423,300	
59	285,000	348,700	396,000	423,600	
60	285,700	349,200	396,500	423,800	
61	286,300	349,600	397,000	424,000	
62	287,000	349,800	397,400	424,300	
63	287,700	350,100	397,900	424,600	
64	288,200	350,600	398,400	424,800	
65	288,800	350,900	398,900	425,000	
66	289,400	351,300	399,400		
67	290,100	351,700	399,800		
68	290,700	352,100	400,100		
69	291,300	352,500	400,400		
70	291,900	353,000	400,700		
71	292,600	353,500	401,000		
72	293,200	353,900	401,200		
73	293,700	354,100	401,400		
74	294,300	354,500	401,700		
75	294,900	354,900	402,000		
76	295,500	355,300	402,200		
77	296,100	355,600	402,400		
78	296,600		402,700		
79	297,100		403,000		
80	297,700		403,200		
81	298,200		403,400		
82	298,800				
83	299,400				
84	299,900				
85	300,300				
86	300,900				

87	301,400				
88	301,900				
89	302,400				
90	302,800				
91	303,100				
92	303,500				
93	303,900				

別表 3

技能・労務職俸給表（第9条関係）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600

32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	

78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	
115		281, 400	317, 400	
116		281, 600	317, 600	
117		281, 900	317, 800	
118		282, 200	318, 100	
119		282, 500	318, 400	
120		282, 700	318, 600	
121		282, 900	318, 800	
122		283, 100	319, 100	
123		283, 400	319, 400	

124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
再雇用 常時勤務 職員	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

別表 2-2

研究職俸給表昇格時号俸対応表（第11条関係）

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	4
6	1	1	1	1	4
7	1	1	1	1	4
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	4
10	1	1	1	1	4
11	1	1	1	1	4
12	1	1	1	1	4
13	1	1	1	2	4
14	1	1	1	2	4
15	1	1	1	2	
16	1	1	1	2	
17	1	1	1	2	
18	1	1	1	2	
19	1	1	1	2	
20	1	1	1	3	
21	1	1	1	3	
22	1	1	1	3	
23	1	1	1	3	
24	1	1	1	3	
25	1	1	1	3	
26	2	1	2	3	
27	3	1	3	4	
28	4	1	4	4	
29	5	1	5	4	
30	6	1	6	4	
31	7	1	7	4	
32	8	1	8	4	
33	9	1	9	4	
34	10	1	10	5	
35	11	1	11	5	
36	12	1	12	5	
37	13	1	13	5	
38	14	1	13	5	
39	15	1	14	5	
40	16	1	14	5	

41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		

87	40	25			
88	40	25			
89	41	26			
90	41	26			
91	42	26			
92	42	26			
93	43	27			
94	43	27			
95	44	27			
96	44	27			
97	45	28			
98	46	28			
99	47	28			
100	48	28			
101	49	29			
102	50	29			
103	51	29			
104	52	30			
105	53	30			
106	53	30			
107	53	30			
108	54	30			
109	54	31			
110	54	31			
111	55	31			
112	55	31			
113	55	31			
114	56	32			
115	56	32			
116	56	32			
117	57	32			
118	57	32			
119	58	33			
120	58	33			
121	59	33			

別表 2の2-2

試験研究職俸給表昇格時号俸対応表（第11条関係）

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇格後の号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	2
14	1	1	1	1	2
15	1	1	1	1	2
16	1	1	1	1	2
17	1	1	1	1	2
18	1	1	2	2	3
19	1	1	3	3	3
20	1	1	4	4	3
21	1	1	5	5	3
22	1	2	6	5	4
23	1	3	7	6	4
24	1	4	8	6	4
25	1	5	9	7	4
26	1	6	10	7	4
27	1	7	11	8	4
28	1	8	12	8	4
29	1	9	13	9	5
30	1	10	14	9	5
31	1	11	15	10	5
32	1	12	16	10	5
33	1	13	17	11	5
34	1	14	18	11	5
35	1	15	19	12	5
36	1	16	20	12	5
37	1	17	21	13	5
38	2	18	22	13	5
39	3	19	23	13	5
40	4	20	24	13	5

41	5	21	25	14	5
42	6	21	26	14	5
43	7	22	27	14	5
44	8	22	28	14	5
45	9	23	29	15	5
46	10	23	29	15	
47	11	24	29	15	
48	12	24	30	15	
49	13	25	30	15	
50	13	25	30	15	
51	14	26	31	15	
52	14	26	31	15	
53	15	27	31	15	
54	15	27	32	15	
55	16	28	32	15	
56	16	28	32	16	
57	17	29	33	16	
58	18	29	33	16	
59	19	29	34	16	
60	20	30	34	16	
61	21	30	35	16	
62	21	30	35	16	
63	22	30	36	16	
64	22	30	36	16	
65	23	31	36	16	
66	23	31	36		
67	24	31	36		
68	24	31	36		
69	25	31	36		
70	25	32	36		
71	26	32	36		
72	26	32	36		
73	27	32	36		
74	27	32	36		
75	28	33	36		
76	28	33	36		
77	29	33	36		
78	29		36		
79	29		36		
80	30		36		
81	30		36		
82	30				
83	31				
84	31				
85	31				
86	32				

87	32				
88	32				
89	33				
90	33				
91	34				
92	34				
93	35				

別表 3-2

技能・労務職俸給表昇格時号俸対応表（第11条関係）

昇格した 日の前日 に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12

41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29

87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		

133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表 4-1 (管理職手当)

役職	職務の級	区分	管理職手当額
所 長	所 長	—	170,000円
所長代理	所長代理	—	139,700円
研究職	職務の級	区分	管理職手当額
部長等	6 級	一種	139,700円
	5 級	一種	129,300円
		二種	103,400円
		三種	90,500円
		四種	77,600円

試験研究職	職務の級	区分	管理職手当額
有害性試験研究領域長	6 級	一種	117,500円
有害性試験研究領域長代理・部長	6 級	二種	94,000円

別表 4-2 (職務手当)

研究職	職務の級	区分	職務手当額
上席研究員等	4 級	三種	78,400円
		四種	67,200円
主任研究員	3 級	四種	60,900円

試験研究職	職務の級	区分	職務手当額
査察室長・技術専門役	5 級	二種	88,500円
		三種	77,400円
		四種	66,400円

別表 5

初任給調整手当（第26条関係）

期間の区分	金額
	円
1年未満	52,100
1年以上2年未満	52,100
2年以上3年未満	52,100
3年以上4年未満	52,100
4年以上5年未満	52,100
5年以上6年未満	52,100
6年以上7年未満	50,300
7年以上8年未満	48,500
8年以上9年未満	46,700
9年以上10年未満	44,900
10年以上11年未満	43,100
11年以上12年未満	41,300
12年以上13年未満	39,500
13年以上14年未満	37,700
14年以上15年未満	36,300
15年以上16年未満	34,900
16年以上17年未満	33,500
17年以上18年未満	32,100
18年以上19年未満	30,700
19年以上20年未満	29,300
20年以上21年未満	27,900
21年以上22年未満	27,300
22年以上23年未満	26,700
23年以上24年未満	25,700
24年以上25年未満	25,100
25年以上26年未満	24,500
26年以上27年未満	23,900
27年以上28年未満	23,300
28年以上29年未満	22,500
29年以上30年未満	22,200
30年以上31年未満	21,800
31年以上32年未満	21,200
32年以上33年未満	20,300
33年以上34年未満	19,400
34年以上35年未満	18,700

別表 6

職位別加算率

研究職俸給表及び技能・労務職俸給表	支給率
5級以上（所長、所長代理を含む。）	15～20%
4級・3級	10%
2級※	5%
招へい型任期付研究員のうち5号俸以上の俸給月額を受ける研究員	20%
招へい型任期付研究員のうち4号俸又は3号俸の俸給月額を受ける研究員	15%
招へい型任期付研究員のうち2号俸又は1号俸の俸給月額を受ける研究員	10%
若手育成型任期付研究員	5%

※採用後5年以上経過した者

試験研究職俸給表	支給率
6級	20%
5級	15%
4級・3級	10%
2級※	5%

※採用後5年以上経過した者

別表 7

管理職の加算割合

職位の区分	支給率
所長・所長代理 部長・安全研究領域長・健康研究領域長・有害性試験研究領域長 センター長 首席研究員	15%
招へい型任期付研究員のうち6号俸の俸給月額を受ける研究員	25%
招へい型任期付研究員のうち5号俸又は4号俸の俸給月額を受ける研究員	15%
試験研究職6級の職員（有害性試験領域長を除く。）	10%